

令和3年度第7回安塚区地域協議会次第

日時：令和3年10月6日（水）午後7時から

場所：安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 報 告

- (1) 諮問第110号（上越市過疎地域持続的発展計画（案）について）の答申に対する回答について

資料 No. 1-1

資料 No. 1-2

参考資料

- (2) 諮問第111号（船倉地域生涯学習センターの廃止について）の答申に対する回答について

資料 No. 2-1

資料 No. 2-2

- (3) 「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

資料 No. 3

4 その他

- (1) 次回開催 令和 年 月 日（ ）午後 時 開会

5 閉 会

令和3年9月6日

(宛先) 上越市長

安塚区地域協議会
会長 松苗 正二

上越市過疎地域持続的発展計画（案）について（答申）

令和3年7月29日付け上自第27069号で諮問のあった、諮問第110号：上越市過疎地域持続的発展計画（案）について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

上越市過疎地域持続的発展計画（案）について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

(附帯意見)

- 前期計画（上越市過疎地域自立促進計画）の総括を提示するよう求めます。
- 区によりそれぞれ抱えている事情が異なるため、区ごとの計画を策定するよう求めます。
- 計画変更を行う場合は、地域協議会や地域住民等に対し、事前に変更の内容を説明するよう求めます。

上 自 第 33305 号
令和 3 年 9 月 24 日

安塚区地域協議会
会 長 松 苗 正 二 様

上越市長 村 山 秀 幸
(自治・市民環境部 自治・地域振興課)



上越市過疎地域持続的発展計画（案）について（通知）

令和 3 年 9 月 6 日付けで答申のあった諮問第 110 号上越市過疎地域持続的発展計画（案）について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

過疎地域持続的発展計画（案）について計画策定手続きを進めることとします。

今後、パブリックコメントを経て、令和 3 年上越市議会 12 月定例会に議案を提出する予定です。

なお、附帯意見について、次のとおり回答します。

- 前期計画（上越市過疎地域自立促進計画）の総括を提示するよう求めます。

（回答）

過疎地域自立促進計画に搭載した事業の着手率は約 80%で、着手した事業の実績額は約 308 億円、そのうち過疎債発行額は約 41 億円となっており、過疎地域の道路整備、基盤整備、除雪機械の整備、小中学校の改修や観光施設の管理運営、診療所の開設、スクールバス等の運行など計画に登載した各種政策分野におけるハード事業及びソフト事業の実施により、過疎地域における市民生活の維持、向上に寄与したものと捉えております。

- 区によりそれぞれ抱えている事情が異なるため、区ごとの計画を策定するよう求めます。

（回答）

本計画は、過疎地域全体の発展に向けた計画であり、第 6 次総合計画等と整合を図り、案を作成していることから、現時点では、総合計画など他の計画と切り離して地区別計画を策定する予定はありません。

なお、地域協議会で検討いただいた案件を具体化、予算化する場合は、所要の手続きや調整を経ることで本計画に反映することが可能であることから、貴地域協議会におかれましても、自主的審議等により安塚区の持続的発展に向けた検討をお願いいたします。

○ 計画変更を行う場合は、地域協議会や地域住民等に対し、事前に変更の内容を説明するよう求めます。

(回答)

計画変更については、今後国が示す手続きに基づき行うとともに、必要に応じて地域協議会や地域住民等にお示しいたします。

各区地域協議会からの附帯意見に対する回答及び基本目標の表現の変更について

1 附帯意見に対する回答

番号	区名	附帯意見	回答
1	安塚区	・前期計画（上越市過疎地域自立促進計画）の総括を提示するよう求めます。	・過疎地域自立促進計画に搭載した事業の着手率は約80%で、着手した事業の実績額は約308億円、そのうち過疎債発行額は約41億円となっており、過疎地域の道路整備、基盤整備、除雪機械の整備、小中学校の改修や観光施設の管理運営、診療所の開設、スクールバス等の運行など計画に登載した各種政策分野におけるハード事業及びソフト事業の実施により、過疎地域における市民生活の維持、向上に寄与したものと捉えております。
2		・区によりそれぞれ抱えている事情が異なるため、区ごとの計画を策定するよう求めます。	・本計画は、過疎地域全体の発展に向けた計画であり、第6次総合計画等と整合を図り案を作成していることから、現時点では、総合計画など他の計画と切り離して地区別計画を策定する予定はありません。 なお、地域協議会で検討いただいた案件を具体化、予算化する場合は、所要の手続きや調整を経ることで本計画に反映することが可能であることから、貴地域協議会におかれましても、自主的審議等により安塚区の持続的発展に向けた検討をお願いいたします。
3		・計画変更を行う場合は、地域協議会や地域住民等に対し、事前に変更の内容を説明するよう求めます。	・計画変更については、今後国が示す手続きに基づき行うとともに、必要に応じて地域協議会や地域住民等にお示しいたします。
4	牧区	・過疎地域が今まさに危機的な現状であることを踏まえ、今後、事業を推進するにあたっては、住民の問題提起や課題解決の提案等を確実に受けとめ、取り組まれるよう求めます。	・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向け取組を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、牧区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。
5	吉川区	・吉川区に関わる本計画の具体化時、及び第7次総合計画策定時には、当地域協議会と十分協議をすること。	・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向けた事業の検討を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、吉川区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。第7次総合計画の策定においては、市民の声アンケートの実施等により広く市民の声を反映するほか、地域自治区に関する重要な内容については、地域協議会と協議を行ってまいります。
6		・諮問に際しては、地域住民との意見交換や意向確認、及び地域協議会での審議時間が必要であり、諮問から答申までには、十分なる時間をとるよう配慮すること。	・本計画案については、国の説明会后、5月から策定作業を進め、6月中旬に示された新潟県過疎地域持続的発展方針（案）との整合を図りながら、概ね2か月余りで整理しました。これは、地域協議会の審議時間を1か月以上確保するとともに、その後のパブリックコメントの実施、上越市議会12月定例会への上程等に必要期間を踏まえ、スケジュールを設けたものであります。今後も、地域協議会の諮問に当たっては、時間の確保に留意しながら進めて参ります。
7	中郷区	・策定後の事業の進め方については、地域の課題に向き合い、行政と地域が協働のもと、より良い上越市を作り上げることを願います。	・市では、本計画策定後も日常的に地域の声を把握しながら、地域の皆さんと共に過疎地域の持続的発展に向け取組を進めていきます。地域協議会におかれましても、自主的審議等により、中郷区の持続的発展に向けた事業の検討をお願いいたします。
8		・中郷区地域協議会でもこの本計画の策定に合わせて今後の自主的審議事項において課題抽出に向けた議論を行い、視点を合わせていきたいと考えますので、よろしく願います。	

2 基本目標の表現の変更について

計画（案）19ページ「（5）地域の持続的発展のための基本目標」につきまして、推計値である36,489人より低い目標にするのではないかと誤解を招くことが考えられるため、目標値は推計値の十人以下を四捨五入し「3万6千500人以上」と表現を改めることとしました。

令和3年9月6日

(宛先) 上越市長

安塚区地域協議会
会長 松苗 正二

船倉地域生涯学習センターの廃止について (答申)

令和3年8月27日付け上教社第4367号で諮問のあった、諮問第111号：船倉地域生涯学習センターの廃止について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

船倉地域生涯学習センターの廃止について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

なお、廃止後は施設を速やかに除却するよう求めます。

上教社第 4646 号
令和 3 年 9 月 15 日

安塚区地域協議会
会長 松 苗 正 二 様

上越市長 村 山 秀 幸
(教育委員会社会教育課)



船倉地域生涯学習センターの廃止について (通知)

令和 3 年 9 月 6 日付けで答申のあった諮問第 111 号船倉地域生涯学習センターの廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり船倉地域生涯学習センターを廃止することとし、令和 3 年上越市議会 12 月定例会に所要の条例案を提出します。

なお、廃止後の施設の早期除却については、他の施設との優先度等を勘案しながら、実施を計画します。

「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

令和3年8月

上越市自治・地域振興課

1 概要

- ・第4期地域協議会委員へ依頼した「地域協議会に関する意識調査」について、回答の傾向から改善を要すると考えられるもののうち、市及び各地域協議会として比較的速やかに取り組むことが可能な項目を整理しました。
- ・中長期的な検討を要すると考えられるものについては、回答の内容から課題を整理し、市において令和6年の次期委員改選を目途に検討を継続します。

2 調査結果を受けた取組について

各設問の回答について、「具体的にどのような部分、分野に対するものか」の観点から細分化して整理し、回答の多かった主な項目について、短期的に実施が可能な取組と中長期的に検討を要するものに分類しました。

2-1 短期的に実施が可能な取組**(1) 市が取り組むこと****ア 周知について****ア-1 主な回答**

- ・委員の活動について、仕事や家庭等との両立が難しかった。
- ・協議会の会議を優先させてもらえるよう、職場等に理解を求める工夫をした。
- ・協議会制度の認知度を上げる努力をもっとしてほしい。
- ・自主的審議における地域課題の解決には、地域団体の協力が不可欠

ア-2 市の今後の取組

- ・委員の求めに応じ、委員の勤務先等に委員活動への理解と協力依頼の文書を発出するなど、委員の勤務先等から理解や配慮をいただける環境づくりを行います。
- ・各地域協議会だよりによる周知を継続するほか、委員改選時に実施する市広報の特集記事の掲載に限らず、市ホームページやSNSの活用、活動報告会の毎年開催など、自主的審議等協議会の活動や成果等を市民へ広く周知する方法を検討します。

イ 情報共有について

イー１ 主な回答

- ・他地区の地域課題をもっと情報提供してほしい。
- ・議論を進めるにあたっては、他協議会の事例等を交えたらよいと思う。

イー２ 市の今後の取組

- ・空き家対策の審議から「(仮称)安心ノート」の取組につながった(清里区)など、自主的審議から課題解決の取組につながった事例を、議論の参考として地域協議会へ情報提供します。
- ・各地域協議会における議論の内容、答申を受けての市の対応及び各事務局で把握した情報等を事務局間で情報共有し、自らの区で参考になりそうな事案があれば、地域協議会へ積極的に情報提供します。[下線部は市議会提案を反映]
- ・各事務局が可能な範囲で区内の地域団体等の活動計画を情報収集し、地域協議会へ情報提供します。

ウ 元気事業について

ウー１ 主な回答

- ・元気事業について、取り組み方の基本的なイメージや方法等が委員の多くで共有できなかった。
- ・議論を進める上で、元気事業の活用を想定していなかった。

ウー２ 市の今後の取組

- ・「地域を元気にするために必要な提案事業」の目的の理解や認知度を高めるため、当事業を活用した事例を地域協議会へ周知します。
- ・地域協議会での議論の状況を踏まえ、事務局が当事業の活用を検討を提案します。

(2) 各地域協議会において取組の検討をお願いしたいこと

ア 意見交換について

アー１ 主な回答

- ・協議会が地域課題の解消に向けて取り組むためには、地域の団体等との意見交換や情報共有が必要
- ・課題に気付き、自分たちで解決していかなければならないという思いを住民と協議会委員の両方が共有しながら議論を進めることが必要
- ・日頃から協議会と諸団体との風通しをよくしておくことが必要

アー２ 各地域協議会における今後の取組(案)

地域課題の把握・解消に向けた、住民組織、福祉・スポーツ団体、町内会、地域住民、他の地域協議会等との話合いの一層の活性化 [下線部は市議会提案を反映]

イ 会議運営について

イー１ 主な回答

- ・会議の開催日時が不定期で、予定が立てにくかった。
- ・月１回の会議だけでは取り組むテーマの解消ができない。
- ・毎回１時間程度の協議時間が設定されているが、議論の内容を深めるゆとりがなく時間切れになる。
- ・学習会や先進的地域への研修視察を重視すること。
- ・委員の責務として、全ての議題に対して各委員から必ず発言していただくような会議運営にしてほしい。
- ・協議会に参加してもなかなか発言できなかった。

イー２ 各地域協議会における今後の取組（案）

- ・委員が会議に参加しやすくなるような、開催日時や回数の柔軟な設定
- ・必要に応じて日を改めて協議を行うなど、議論が深まるような運用
- ・自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るための視察や研修の積極的な実施
- ・会議の進行を担う会長が全ての委員へ発言を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるような配慮
- ・分科会やグループワーク等、小規模な話し合いの場を適宜設けるなど、委員が発言しやすい雰囲気づくり

ウ 情報発信について

ウー１ 主な回答

- ・地域住民等から協議会の活動に関心を持ってもらうために「地域協議会だより」を工夫し委員の声などを載せ、より親しみのある内容にしていく。
- ・各地域の取り組み等を定期的に「地域協議会だより」として回覧板でも良いので多数発行し、活動内容を理解してもらう。

ウー２ 各地域協議会における今後の取組（案）

協議会の活動に市民から関心を寄せていただけるように、地域協議会だよりに委員の声や自主的審議の進捗状況等を掲載するなどの工夫

２－２ 市において中長期的に検討を要するもの（主な意見）

- ① 委員資格について
「職場が区内にある人も委員の対象とする」といった委員資格に関するもの
- ② 委員の公募公選について
「立候補者や若い人達の応募が少ない」といった公募公選に関するもの
- ③ 委員の追加・補充選任について
「定員合わせは不要」、「やる気のある人だけで進めるべき」といった委員の追加、補充選任に関するもの

④ 議論の深化・活発化について

「地域団体との意見交換の枠を超えるオブザーバー制度の導入」といった議論の深化や活性化に関するもの

⑤ 報酬の要否について

「自主参加とはいえ、拘束時間に対する補償が少ない」、「委員になりたくない理由の一つとして費用弁償だけでは少なすぎる」といった報酬に関するもの

上記のほか、「地域活動支援事業」に関して、「地域活動支援事業は根本的な見直しの時期」、「同じ団体だけが毎年申請する状況が続く点の改善」、「補助対象事業の統一」、「地域協議会提案枠の創設」などの意見があったことを踏まえ、地域活動支援事業の在り方や運営に関することについて検討していきます。

また、「地域を元気にするために必要な提案事業」の制度に関して、「面倒」、「使いにくい仕組み」といった意見があったことを踏まえ、地域を元気にするために必要な提案事業の制度の仕組みや活用のしやすさについて検討していきます。 [下線部は市議会提案を反映]

➤地域協議会の制度自体の在り方に係るこれらの意見に対しては、市議会総務常任委員会
で予定される提言等を踏まえながら、引き続き市で検討を進めていくこととします。

3 今後の予定

- | | | |
|-------|-----|--|
| 令和3年度 | 8月～ | ・地域協議会に短期的に実施が可能な取組案を示し、各地域協議会で協議 |
| | | ・すぐに取り組めるものから実施するとともに、各地域協議会において取組を検討いただく。 |
| | | ・市で調査結果の分析と中長期的に検討を要する項目の検討を継続 |
| 令和4年度 | | ※市議会総務常任委員会からの提言（予定） |
| | 4月～ | ・市議会からの提言を受けて検討継続 |
| | 年度末 | ・市としての地域協議会の見直し案の確定 |

4 研修について

地域協議会の役割などの研修等が必要と判断される場合は、事務局（総合事務所、まちづくりセンター）との協議をお願いします。

また、委員個人として確認や相談を希望される場合は、事務局へお声がけください。